



各務原警察署通信

令和4年12月13日

発行：各務原警察署交通課（058-383-0110）

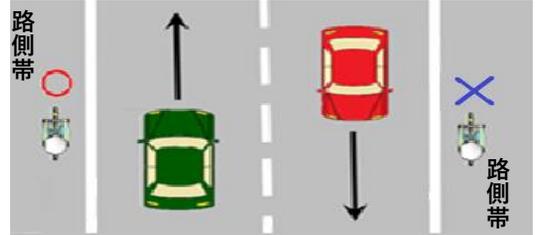


守っていますか？自転車のルール

自転車は運転免許無しで運転できる身近な乗り物ですが、道路交通法では「**軽車両**」に分類される「**車両**」であり、定められた交通ルールを守る必要があります。以下の「**自転車安全利用五則**」を守って、自転車の安全な利用に努めましょう。

① 車道が原則、左側を通行

自転車は「軽車両」であり、車道通行が原則であって、道路の左側端に寄って走行しなければいけません。また、路側帯を通行する場合は道路の左側部分に設けられた路側帯を通行しなければいけません。



歩道は例外、歩行者を優先

自転車の車道通行の例外として、歩道通行できる場合は下記のとおりです。

普通自転車が歩道を通行できる場合

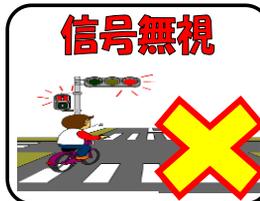
- 自転車歩道通行可の標識がある場合
- 運転者が**13歳未満**の児童、幼児、**70歳以上**の高齢者の場合
- 道路工事など、通行の安全確保のためやむを得ない場合



歩道を通行するときは**車道寄り**を徐行し、歩行者の通行を妨げるおそれのある時は、**必ず一時停止**をしましょう。

② 交差点では信号と一時停止を守って安全確認

自転車を運転する際は、信号を守るのはもちろんのこと、一時停止標識がある場所では**必ず一時停止**をして、左右の安全を確認してから進行しなければいけません。



③ 夜間はライトを点灯 ④ 飲酒運転は禁止 ⑤ ヘルメットを着用

